平成２３年（フ）第８９１号
東京都調布市多摩川６丁目28番地10ベルゾーネソレイユ103
債務者　雪下　正明
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３２６号
東京都府中市片町２丁目22番地の１ソワサントヨコヤマ101
債務者　森田　優子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２５０号
沖縄県沖縄市安慶田２丁目19番６号　みどり荘２－Ａ
債務者　松田　里江
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２８１号
愛知県豊川市蔵子５丁目３番地８
債務者　古田　　湖
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４８号
島根県浜田市相生町4289番地１　パーシモンコートＢ―201
債務者　三浦　明美
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第１１７９号
東京都青梅市河辺町５丁目22番地の３ハイツ日住302号
債務者　八田留美子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第３３１号
神奈川県小田原市飯泉504番地　ＷＩＳＥ飯泉103、前住所静岡県熱海市西熱海町２丁目29番12号　ランドピア熱海202
破産者　小元都見生
1　主文　当裁判所が平成23年８月９日にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「静岡県熱海市西熱海町２丁目29番12号　ランドピア熱海202」とあるのを「神奈川県小田原市飯泉504番地　ＷＩＳＥ飯泉103、前住所静岡県熱海市西熱海町２丁目29番12号　ランドピア熱海202」と更正する。
2　決定年月日　平成23年11月１日
静岡地方裁判所沼津支部民事部

破産手続廃止の取消決定確定等

平成２３年（ソラ）第３０１２号（原審名古屋地方裁判所平成２３年（フ）第６３８号）
愛知県日進市岩崎町神明115番地　ＶＩＬＬＡ元屋敷Ｂ棟102
破産者　三井田聖美
上記破産事件について、下記２のとおり取消決定が確定したので、併せて３及び４の事項を定める。
1　主文　原決定主文（破産廃止決定）を取り消す。
2　決定確定日　平成23年10月31日
3　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
4　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月１日午後２時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２３年（フ）第６８８号
千葉市若葉区若松台３丁目45番６号
破産者　須田　富江
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３６２７号
名古屋市中村区上石川町５丁目25番地の２
破産者　有限会社市川住建
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１５号
東京都町田市金森1308番地83
破産者　佐々木敏弘
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７８号
東京都小平市学園東町29番地の28
破産者　有限会社多摩製畳
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７９号
神奈川県大和市上和田3403番地４
破産者　今江美智子
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６７４号
岐阜県瑞穂市七崎876番地
破産者　有限会社大協住建
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６４０号
熊本市梶尾町1745番地28
破産者　有限会社エナジー
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第４１号
福岡県田川市新町８番30号
破産者　株式会社香月孵化場
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所田川支部